

金 第 1 4 5 0 号

令和2年10月16日

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

法令等遵守の徹底について（注意喚起）

日頃から、本府の商工労働行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、先般、新聞等で報じられたとおり、大阪府知事登録貸金業者2名が出資法違反（高金利）の容疑で逮捕されました。

貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に資するとともに、預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割が求められております。

あわせて貸金業者は、貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識し、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に務めることが、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要なことであります。

そのような中、今回の事態は、貸金業法の目的とする適正な業務運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図り、国民経済の適切な運営に資する必要がある貸金業者としての認識が大きく欠落している行為であります。

各貸金業者におかれましては、今一度貸金業法等に基づいた適正な業務運営がなされているかをご確認の上、更なる法令等の遵守を徹底していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

大阪府商工労働部中小企業支援室

金融課貸金業対策グループ

電話 06-6210-9506(直通)